

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の一部を改正する告示 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五十号）	1
○認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示（平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十六号）	2
○溶接に用いられる母材の種類の要件を定める告示（平成二十二年三月十九日経済産業省告示第五十七号）	3

○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（圧縮水素運送自動車用附属品の性能試験） 第二十八条の二 規則第二十九条第一項第七号の圧縮水素運送自動車用附属品の性能試験は、次の各号に従って行うものとする。 一 （略） 二 油圧式、<u>空気式及び窒素式のもの</u>にあつては、当該緊急しや断装置を取り付けた状態又は取り外した状態において圧力を加えた場合に<u>油、空気又は窒素等の漏れがなく</u>、圧力を降下させることによつて当該緊急しや断装置が速やかに閉止するものを合格とする。	（圧縮水素運送自動車用附属品の性能試験） 第二十八条の二 規則第二十九条第一項第七号の圧縮水素運送自動車用附属品の性能試験は、次の各号に従って行うものとする。 一 （略） 二 油圧式のものにあつては、当該緊急しや断装置を取り付けた状態又は取り外した状態において圧力を加えた場合に<u>油等の漏れがなく</u>、圧力を降下させることによつて当該緊急しや断装置が速やかに閉止するものを合格とする。

○認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示（平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十六号）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（緊急事態への準備及び対応） 第十五条（略） 1、4（略） 5 事業所は、冷凍保安規則第七条第一項第五号、液化石油ガス保安規則第六条第一項第二十号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十七号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第二十四号の経済産業大臣が定める耐震設計の基準を踏まえ、適切な対策を実施していること。	（緊急事態への準備及び対応） 第十五条（略） 1、4（略） （新規）

○溶接に用いられる母材の種類の要件を定める告示（平成二十二年三月十九日経済産業省告示第五十七号）（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第十六条第一項第六号及び第七号イ、一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第十五条第一項第六号及び第七号イ並びにコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第十四条第一項第六号及び第七号イの告示で定める溶接に用いられる母材の種類の要件は、日本工業規格 B 八二八五（二〇〇三）付表一に定める母材の区分 P 番号一又は八 A に定めるものとする。	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第十六条第一項第六号イ、一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第十五条第一項第六号イ及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第十四条第一項第六号イの告示で定める溶接に用いられる母材の種類の要件は、日本工業規格 B 八二八五（二〇〇三）付表一に定める母材の区分 P 番号一又は八 A に定めるものとする。